

# 令和7年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年3月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター研修室において、第3回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員18名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦 (欠席)	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

### 【農地利用最適化推進委員10名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子
26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫	32番 岩下 豊
35番 平井 豊子	36番 石井 仁美	37番 森 順仁
38番 矢野 一彦		

(※21番・23番・27番は、代表推進委員。)

## 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
  
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員  
事務局長 日野 清 宝  
事務吏員 渡 辺 晃  
事務吏員 川 波 貴 敬

7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

( 開会 14:02 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）10名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に17番畑委員、18林委員を指名いたします。よろしくお願ひします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局

（川波）議案朗読をもって説明

5ページまで24件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求  
めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

（渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。

7番大隅委員。

7番挙手

議 長 7番大隅委員。

7番

（大隅委員）報告番号1番について説明致します。届出人の住所・氏名、届出物件、変更計  
画については記載のとおりです。ケヤキ通り付近の市道がまっすぐ繋がるため、隣接地の比  
べ低くなるため69cm上げて野菜をつくるそうです。現状が1m程度の高低差があります。  
以上報告致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、報告第2号を終わります。7ページをお開きください。次に、議案第1号「農用  
地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明  
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課 (森田) 挙手  
議 長 農業振興課。  
農業振興課 (森田) 詳細について説明  
7ページをお願いします。利用権設定届出件数ということで、45件、利用権設定の内訳と  
いうことで、設定面積は、132, 377㎡、設定筆数は、80筆になっています。8ペー  
ジをお開き下さい。利用権の設定内訳表です。今回の中途解約が中程にあります。52,  
701㎡となります。新規、更新分を併せて先ほど説明しました132, 377㎡になりま  
す。利用権の設定面積は、増となります。続いて、9ページをご覧ください。こちらが、地  
区毎の利用権設定年数毎の明細表となります。大部分が、5年と10年になります。説明は  
以上です。  
議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
10ページをお開き下さい。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)に  
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明  
をお願いします。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明  
審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の11番江藤  
委員、23番田邊委員を指名いたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた  
します。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋  
口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明  
を求めます。  
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願  
いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の18番林  
委員、33番熊谷委員を指名いたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を  
求めます。  
事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願  
いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の13番林  
委員、32番岩下委員を指名いたします。  
審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決致しました。

11ページをお開き下さい。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。

4番挙手

議 長 4番信國委員。

4番 (信國委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買。現況は、田であります。譲渡し後も、田として使用したいということです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

35番 (平井委員) ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。4番信國委員。

4番挙手

議 長 4番信國委員。

4番 (信國委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、現在、申請農地を耕作しています。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

21番 (高良委員) ありません。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議 長 7番大隅委員。

7番 (大隅委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。親から子への贈与になります。道路から20から30cm低いので、地上げをして野菜をつくりたいということです。譲受人は、農地法第

- 3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。次に、審議番号4番について担当委員  
 の説明を求めます。7番大隅委員。  
 7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。  
 7番 (大隅委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
 議案書記載のとおりです。契約は売買です。隣接する奥の方に5反程度の農地を持っています。  
 入れる道がなかったので、耕作の利便性向上のために購入したいということです。譲受人  
 は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について担当委員  
 の説明を求めます。7番大隅委員。  
 7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。  
 7番 (大隅委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
 議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、相手方の要望。譲渡人は、遠方に住  
 んでいるため管理ができないということです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いた  
 しません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
 27番 (松岡委員) ありません。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について担当委員  
 の説明を求めます。9番空閑委員。  
 9番挙手
- 議 長 9番空閑委員。  
 9番 (空閑委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ  
 いては、議案書記載のとおりです。理由として譲受人は、新規就農(自家栽培)、譲渡人は、  
 相続したが農家ではないということです。問題ないと思います。譲受人は、農地法第3条第  
 2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
 24番 (井上委員) 譲受人は杷木から転居される方で、住宅の付近に農地があります。荒らさない  
 ようにお願いしています。二人で耕作するとのことでした。
- 議 長 住宅に付随した農地ですか。  
 24番 そうです。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。次に、審議番号7番について担当委員  
の説明を求めます。9番空閑委員。  
9番挙手  
議 長 9番空閑委員。  
9番 (空閑委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ  
いては、議案書記載のとおりです。理由として譲渡人は、相続したが農家ではないというこ  
とです。新規就農(自家栽培)の方に売り渡すということです。特に問題ないと思われ  
ます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願  
いします。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
24番 (井上委員) 農地は、比較的荒れていました。住宅があります。譲受人は農業の経験があ  
ります。まずは、農地があれいているので、伐採から始め、機械で手入れをしていく  
ようです。その後、自家消費の野菜をつくるようです。特に問題はありませ  
ん。  
議 長 これも住宅に付随した農地ですか。  
24番 そうです。  
議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
17番 (畑委員) 農地面積が1反弱ありますが、販売をするのですか。新規就農の面談をしてい  
ないので、何を栽培するのかをお聞きしています。  
議 長 農地は、965㎡あるけれど、多くの面積が荒れているということですか。  
24番 (井上委員) 農地は荒れており整備していくので、何かを耕作して、他に販売はし  
ません。  
事務局 (川波) 補足説明をします。農地3筆になります。合計面積は965㎡になります。総面積  
は広いです。令和5年の航空写真で、樹木などが見受けられますので、そこから整備  
していく必要がある状況です。そのようなことで、営利を目的とした販売をしてい  
くような計画は上がってきておりません。まず、農地に整備をすることから始め  
ることで、24番委員は聞いていられていると思います。  
議 長 要するに、現在は、250㎡分しかなく、残り農地は、樹木があって荒廃しているとい  
うことですね。  
事務局 (川波) はい。樹木がある状態です。  
議 長 わかりました。他に、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。次に、審議番号8番につ  
いて担当委員  
の説明を求めます。9番空閑委員。  
9番挙手  
議 長 9番空閑委員。  
9番 (空閑委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ  
いては、議案書記載のとおりです。理由としては、叔父から甥への贈与になります。特  
に問題はないと思われ  
ます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方  
よろしくお願  
いします。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
24番 (井上委員) 譲受人は、久留米の方で農業委員、植木をされています。特に問題  
はありませ  
ん。

- 議 長 審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。次に、審議番号 9 番について担当委員  
 の説明を求めます。8 番田子森委員。  
 8 番挙手
- 議 長 8 番田子森委員。  
 8 番 (空閑委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと  
 おりです。契約については、贈与です。理由としては、譲渡人は、維持管理が困難となった  
 ため農業をやめるということです。隣の方に農地を譲りたいということになっています。野  
 菜をつくるように聞いています。譲受人は、相手方の要望です。譲受人は、農地法第 3 条第  
 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。次の審議番号 10 番については、私が  
 担当委員になっておりますので、議長を副会長に交代致します。
- 副会長 議長を交代しました。次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。19 番  
 樋口委員。  
 19 番挙手
- 副会長 19 番樋口委員。  
 19 番 (樋口委員) 審議番号 10 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約は記載  
 の通りです。この土地は、譲受人が耕作をしてあります。相手方の要望ということで売買が  
 成立しています。譲渡人については、遠方に住んでいるため離農することになっています。  
 譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 10 番について質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。議長を樋口会長に交代致します。  
 議 長 議長を交代しました。次に、審議番号 11 番について、担当委員の説明を求めます。2 番師  
 岡委員。  
 2 番挙手
- 議 長 2 番師岡委員。  
 2 番 (師岡委員) 審議番号 11 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約に  
 ついては、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としまして、譲受人は、離農するとい  
 うことです。譲受人は規模拡大です。特に問題はありません。譲受人は、農地法第 3 条第 2  
 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
 38 番 (矢野委員) ありません。
- 議 長 審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号 11 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
副会長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。2 番師岡委員。  
2 番挙手

議 長 2 番師岡委員。  
2 番 (師岡委員) 審議番号 1 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。この件については、交換ということで、審議番号 1 3 番と関連があります。お互いに、自作地の隣であるため賃貸借で、耕作をしていたが、規模拡大や営農効率を上げるため交換します。特に問題はありません。また、譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
3 8 番 (矢野委員) ありません。

議 長 審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。次に、審議番号 1 3 番について、担当委員の説明を求めます。2 番師岡委員。  
2 番挙手

議 長 2 番師岡委員。  
2 番 (師岡委員) 審議番号 1 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。これは、審議番号 1 2 番との関連があり、この場合も営農効率を上げるために、交換するというので、特に問題はございません。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。  
3 8 番 (矢野委員) ありません。

議 長 審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
副会長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。次に、審議番号 1 4 番について、担当委員の説明を求めます。1 5 番田中委員。  
1 5 番挙手

議 長 1 5 番田中委員。  
1 5 番 (田中委員) 審議番号 1 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由として譲受人は、規模拡大、譲渡人は相手方の要望となっておりますが、譲受人の経営面積は 4 5 1 m<sup>2</sup>で、面積が小さいので、譲受人に何度も確認しました。譲受人の年齢は、3 0 台後半で、農業に関心がある。熱く農業のことを語ったので、熱意に負けました。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 4 番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 4 番は許可といたします。次に審議番号 1 5 番について、担当

委員の説明を求めます。1番井上委員。

1番挙手

議長  
1番

1番井上委員。

(井上委員) 審議番号15番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、耕作できないため。譲受人は、沖縄の宮古島に住んでいましたが、昨年8月より大山に住んでいます。宮古島では、マンゴー、ハーブ、ゴーヤ、サトウキビをつくっていたそうです。新規就農で、ハーブや自家野菜をつくるそうです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。審議番号15番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長  
全委員  
議長

なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時00分まで休憩します。

14時46分休憩

15時12分再開

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。21ページをお開きください。次に議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。1件でございます。引き続き議案の説明を行います。変更前・変更後の申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。転用目的は、下段で、貸露天駐車場です。変更の理由について、変更前の申請人は昭和51年に、住宅、車庫、物置を転用目的として、許可を得ておりましたが、変更理由の記載のとおり、住宅を建てないまま兩名とも亡くなりました。相続人は福岡市在住で、申請地に住宅建築の予定もないことから、新たな申請人により貸露天駐車場に転用するものです。参考事項と致しましては、議案書第6号-3と関連しております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長  
全委員  
議長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局  
議長

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひ致します。

事務局の説明はおわりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。13番林委員。

13番挙手

副会長  
13番

13番林委員。

(林委員) 審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地・転用目的は議案書記載のとおり

りです。息子が会社に勤務しています。地元に戻って来ています。柿など栽培し、農業を積極的にされている農家であります。借り住まいの土地が見当たらないので、申請地の一部に住宅を建てたいということです。排水については、下水道接続します。雨水の排水は、水路に流します。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地（集落接続）に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

32番 議 長 (岩下委員) ありません。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。18ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題をとし、事務局の説明を求めます。

事務局 (渡辺) 事務局説明。4件です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員が欠席しておりますので、事務局の説明を求めます。

事務局 挙手

事務局 (渡辺) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、貸露天駐車場です。転用の理由は、観光客用の駐車場として需要が見込まれることから収入を得るため整備をするものです。契約は売買です。参考事項しましては、駐車場9台です。農地法の運用については、その他の農地に該当します。農用地区域外、農地の区分は、第2種農地です。排水計画は、雨水は地下浸透です。汚水や生活雑排水は発生しません。その他の被害防除として、法面には防草シートを張り、法面と平坦な部分の境界については、250mmのブロックを設置して、土砂流出を防ぎます。水利については、水利組合から水利承諾書ももらっています。隣接農地及び耕作者に対し、農地転用の説明もされております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

37番 議 長 (森委員) ありません。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番 挙手

議 長 7番大隅委員。

7番 (大隅委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、宅地分譲9区画です。転用の理由は、申請地付近は宅地化が進んでおり、交通の便もよいため宅地分譲をするものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分と致しまして、都市計画用途地域内。農地の区分は、第3種農地です。雨水排水については、雨水は隣接する水路です。汚水は下水道に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。  
7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。  
7番 (大隅委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、貸露天駐車場です。転用の理由は、近隣にアパートや店舗があり需要が見込めることから収入を得るため整備をするものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。現地は、道路より若干高いので、道路面まで下げて、アスファルトを敷設します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
27番 (松岡委員) ありません。
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 («なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次の審議番号4番については、私が担当委員となっておりますので、議長を副会長と交代します。
- 副会長 議長を交代しました。次に審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。  
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。  
19番 (樋口委員) 審議番号4番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、露天資材置場です。転用の理由は、事業拡大のため既存資材置場が手狭になったため、契約は賃貸借です。参考事項の既存の敷地は、1,661㎡です。敷地拡張は、これの1/2の敷地拡張の拡張が認められていますので、1,011㎡のうち827㎡を転用されます。分筆をせずに転用するという事です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地(敷地拡張)に該当します。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
副会長 («なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。議長を交代致します。
- 議 長 議長を交代しました。19ページをお開き下さい。次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から6番については、推進機構からの買入れとなります。以上、審議番号1番から6番までの案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から6番について質問や意見はございませんか。  
議 長 («なし」と呼ぶ者あり)

議 長      なければ、審議番号 1 番から 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員      賛成の挙手  
議 長      賛成多数と認め、議案第 7 号は承認とし、市長に通知いたします。  
             以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15 : 27 )